

産業廃棄物管理票交付等状況報告書(令和 年度)

印刷は、【片面印刷】してください。

令和 年 月 日

尼崎市長 様

報告書記入上の注意事項

マニフェストに記載されている種類を記入してください。
 廃電気機械器具等のやむを得ず複数の種類の産業廃棄物が
 混合する場合には【混合廃棄物】として記載し、併せて主な産
 業廃棄物の種類を構成比の大きい順に2種類記載すること。

報告者 住所 氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名) 電話番号

排出量を集計した実績の年度を記入してください。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

日本産業分類の中分類の業種及び
 番号を記入してください。

事業場の名称		産業廃棄物を実際に排出した事業場の名称及び所在地を 記入してください。			業種				
事業場の所在地		電話番号							
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の 交付枚数	運搬受託者の 許可番号	運搬受託者の 氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の 許可番号	処分受託者の 氏名又は名称	処分場所の住所
1									
2									
3									
4									

許可番号は委託契約書に添付されている許
 可証の写しで確認してください。(複数ある場
 合には全て記入してください。)

運搬先の住所と同じであ
 れば記入不要です。

重量(t)で記入してください。
 マニフェストが容量等で記入されている場
 合は比重換算表により換算してください。

- 備考
- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
 - 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
 - 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
 - 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
 - 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。
 - 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
 - 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和 ● 年度）

尼崎市長 様

令和 ○ 年 6 月 10 日



報告者 〒○○○ - ××××
 住 所 尼崎市東七松町○-×
 氏 名 株式会社××工業 代表取締役 ○○ ××
 （法人にあつては名称及び代表者の氏名）
 電話番号 06-△△△△-○○○○

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和●年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		株式会社○○工業 本社工場		業種	24 金属製品製造業				
事業場の所在地		尼崎市東七松町○-×		電話番号 06-××××-○○○○					
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
積替保管を行わない場合			2	02851○○○○○○	△△運輸(株)	大阪府堺市西区 △△町○○	06773×××△△△	×△リサイクル(株)	
1	汚泥	10		02753○○○○○○					
積替保管を行い運搬業者が2社の場合			5	07101○○○○○○	△△運輸(株)	尼崎市××町△-○	07113△△△△△△	(株)××海運	
2	廃油	15							
3				07613△△△△△△	(株)××海運	北九州市若松区 ○○町××	07627○○○×××	○×クリーン(株)	
積替保管を行い運搬業者が1社の場合			1	02801○○○○○○	□□運輸(株)	姫路市△△町○○	03323×××△△△	×△リサイクル(株)	岡山県××市△町○
4	廃プラスチック類	5		07013○○○○○○					
				03301○○○○○○					

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

